

## 投稿規定・執筆要領

### 投稿規定

一、「投稿資格」 投稿資格は本会会員に限ります。投稿規定並びに執筆要領をよくお読みの上投稿してくださり。会費未納の場合は投稿を受理できないことがあります。なお、原稿は日本語で書かれたものとします。

二、「審査」 投稿された原稿の掲載は理事会編集担当で審査の上決定します。論文の審査は二名以上の査読者を依頼し、その結果の報告に基づいて行います。審査にあたっては、(一)民俗学としての目的と主題の妥当性、(二)方法および資料の扱いの適切さ、(三)論理展開および結論の明確さ、を基準にして行います。なお、原稿は修正をお願いすることもあります。

三、「原稿枚数」 原稿は掲載区分に応じて、四〇〇字詰原稿用紙換算で次のような枚数制限を設けます。いずれも本文、注、参考文献、図表を含めた枚数です。枚数超過の場合は審査できませんので注意してください。

論文 四〇～八〇枚  
研究ノート 三〇～五〇枚  
調査報告書 計 一〇～三〇枚  
書評 一五枚程度 (※)

書誌紹介 一〇〇〇字以内  
映像批評 一〇枚程度 (※)

展示批評 一〇枚程度 (※)  
フォーラム 一～二〇枚

※ 書評・映像批評・展示批評は投稿の対象から除きます。

論文は過去の研究を踏まえた上で新しい見解が示されたもの、研究ノートは調査・資料に基づき新たな問題提起が示され次の研究に展開するものとします。論文には八〇〇字程度の和文要旨とキーワード五語、英文タイトルをつけてください。また、論文の場合は英文要旨を三〇〇語でまとめてください。なお、英訳を希望する場合は和文要旨とは別に、平易な日本語で六〇〇字以内にまとめた英文要旨用の文章をつけてください。

四、「校正」 著者校正は初校のみとします。初校での校正は誤字・脱字等の誤植の訂正とし、大幅な加筆・修正は認めません。定期刊行を維持するために、著者校正の期間は二週間以内とし、初校は原稿とともに返送してください。

五、「抜刷」 抜刷は論文に限り、二〇部を無料で作成します。それ以上ご希望の部数については有料となります。必要部数は初校返送の際にお知らせください。

六、〔原稿の送り先等〕 投稿原稿はオリジナル原稿のほか、コピー二部を添えてお送りください。ワープロ原稿の場合は、電子データ（USBメモリー、CD、DVD、フロッピー等のいずれか）を添付してください。原稿の送り先は、本誌奥付の学会「編集担当」宛とします。郵便事故に備え、控えのコピーをとり、必ず書留または簡易書留で郵送してください。投稿原稿は返却しません。

七、〔原稿の採否・掲載時期・掲載区分〕 投稿原稿の採否、掲載時期、掲載区分に関しては、編集担当に一任願います。採否と掲載時期についての問い合わせにはお答えできません。

八、〔著作権規程〕 本誌に掲載する論文等の著作権は「日本民俗学会著作権規程」に定めることとします。

執筆要領

一、〔原稿の構成〕 論文の構成は要旨、題目、氏名、本文、注、参考文献の順とします。研究ノート・調査報告は論文の構成に準じますが、要旨をつける必要はありません。氏名にはふりがなをつけてください。

二、〔原稿の様式〕 フォーマット原稿は、一ページ四〇字×四〇行とし、A4判用紙（横方向）に縦書きで印字し

てください。手書き原稿は、縦書きで二〇〇字詰の原稿用紙を用い、一字ひとマスの原則を守ってください。

三、〔盗作の防止〕 盗用等の問題が生じないよう論文、研究ノート、調査報告を問わず、執筆者の見解と引用文献の内容とがはつきり区別できるように、表現上および表記上の配慮をしてください。

四、〔表記〕 文章は現代仮名遣い、常用漢字の使用を基本とします。固有名詞はこの限りではありません。人名には、敬語、敬称は用いないこととします。数字は原則として漢数字を用い、万の位以上は単位語を入れます。

例 一〇万九三〇〇円

わたりのある数字は次のように記し、数字の省略はしません。

例 八五〇～八六〇個  
分数、百分率、小数点は次のように記します。

例 三分の一、二六・五パーセント  
年号は西暦を用いることを原則とします。ただし、元号は必要に応じて使用できます。

年・月日・時間・年齢は次のように記します。

例 一九七〇年 万延元（一八六〇年）二月二十八日  
十一時二十三分 三十五歳

五、[引用] 引用は「」によって示すこととします。

ただし、引用文が長文におよぶ場合には、本文より一字分下げて記述してください。引用の最後に「」をつけて、著者の姓、出版年(西暦に限る)、ページ数を次の例にならって記入します。史料等の引用についてもこれに準じます。

例 大間知篤三は「……」と述べている〔大間知九四三 三五〕。

引用が抄録の場合は次のように記します。

例 宮田登は、……と述べている〔宮田 一九八六一〕

七三十四。

六、〔注の書き方〕 注の番号はアラビア数字を用い、

（ ）に囲んでください。注は必ず句読点の前に置き、

次のように記します。

例　柳田國男の考え方によれば、……

注の書式は次のように記します。

例

◎注

□  
□  
□  
□  
○

七、**〔参考文献〕**引用および参照した文献はすべて原稿の最後にまとめてください。参考文献の配列は、著者

(二) 単行本の場合は、著者、出版年、書名、出版社の順とし、書名は『』で囲んでください。論文の場合は、著者、出版年、論文名、収録雑誌(単行本)名、巻号、出版社の順とし、論文名は「」で囲み、雑誌(単行本)名は『』で囲んでください。

例 (単行本の場合)

大藤ゆき 一九六八 『児やらい』 岩崎美術社

例 (論文の場合)

四一四  
郷田洋文 一九五七 「家の神去来考」『日本民俗学』

直江廣治 一九八三 「台灣華人社会の民間信仰の諸相」大淵忍爾編『中國人の宗教儀礼 仏教 道教 民間信仰』福武書店

例 (翻訳書の場合)

スミス、R・J・ 一九八一 「現代日本の祖先崇拜」  
(上、下) 前山隆訳、お茶の水書房

(二) 欧文の参考文献の場合も、これに準じますが、書き方は次の例にならってください。書名・論文名に副題があればコロン(：)を付し、書名および雑誌名はイタリック体で表記してください。翻訳がある場合

には、出版年の後に（ ）の翻訳の出版年を記し、最後に（ ）内に翻訳題名、翻訳者、出版社を記してくだれど。

例（単行本の場合）

OUWEHAND, C. 1964 [1979] *Namazue and Their Themes: An Interpretative Approach to Some Aspects of Japanese Folk Religion*, Leiden, E.J.Brill (『鎌縄 民俗的想像力の世界』小松和彦 他訳 セリカ書房)

例（論文の場合）

HANDLAR, R. & LINNEKIN, J. 1984 Tradition, Genuine or Spurious, *Journal of American Folklore* 97

WOLF, A. P. 1974 Gods, Ghosts, and Ancestors, in A. P. WOLF(ed), *Religion and Ritual in Chinese Society*, Stanford University Press.

八、[図・表] 図・表および写真は必要最小限に止めてしまふ。図版は黒でノーベルしたものを用意してくだれど。印刷所でノーベルしなおす場合は、実費を負担していただけないことがあります。図・表は一図、一表ごとに別紙に書く。本文とは別に一括して添えてください。図・表ごとに通し番号をつけ、それぞれにタイ

トル、説明並びに出典等をつけ、本文原稿の欄外に挿入箇所を明記してくだれど。図・表の説明は、図の場合図の下に、表の場合表の上に付けてくだれど。

九、[オノハイヤ文献の引用] ホームページ制作者名、引用箇所のタイム、URL (参照年月日) まだ、本文中の所定箇所に以下のように括弧書きを入れる。  
(HP制作者名、online : ファイル名)  
オンライン文献の引用については著作権、肖像権などについて十分に注意くだれど。

例

日本民俗学会：  
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/fsj/index.main.html>

ルート 文中には (日本民俗学会、online:index\_nii.html) とする。  
(2005.7.13)

(ル)の投稿規定および執筆要領は110111年九月の理事会で決定したもののです。)

（ル）の投稿規定および執筆要領は110111年九月の理事会で決定したもののです。）

## 日本民俗学会 著作権規程

該論文等の著作権を著作者に返還する。

一〇一三年九月八日

### 第三条 不行使特約

著作者は、以下の（1）・（2）に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

（1） 翻訳及びこれに伴う改変  
（2） 電子的配布に伴う改変

### 第二条 著作権の帰属

本学会が発刊する刊行物に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権は、最終原稿が投稿された時点より、原則として本学会に帰属する。また、投稿論文等の公衆送信権と複製権も本学会に帰属するものとする。ただし、著作者の権利については本規程第五条に別に定める。

二、特別な事情により前項の原則が適用できない場合は、著作者は投稿時にその旨を本学会宛に文書で申し出ることとする。その場合の著作権の扱いについては、著作者と本学会との間で協議の上決定する。

三、本学会に投稿された論文等が、本学会の出版物に掲載されないことが決定した場合、本学会はただちに当

### 第四条 第三者への利用許諾

第三者から著作権の利用許諾要請があつた場合、本学会は理事会において審議し、適當と認めたものについて要請に応じることができる。また、利用許諾する権利の運用を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

二、前項の措置によつて、第三者から本学会に対価の支払いがあつた場合は、本学会会計に組み入れ、学会活動に有効に活用する。

### 第五条 著作者の権利

本学会が著作権を有する論文等の著作物を、著作者自身がこの規程に従い利用することに対して、本学会はこ

れを妨げない。

二、著作者が自らの著作物を利用する場合、著作者は本学会に事前に申し出るとともに、利用された著作物中に、初出が本学会の出版物である旨を明記することとする。

する。ただし、元の論文等を大幅に変更した場合にはこの限りではない。また、次の三項に関わる利用に

しては、事前に申し出ることなく利用することができない。また、次の三項に関わる利用に

しては、事前に申し出ることなく利用することができない。また、次の三項に関わる利用に

しては、事前に申し出ることなく利用することができない。また、次の三項に関わる利用に

しては、事前に申し出ることなく利用することができない。また、次の三項に関わる利用に

しては、事前に申し出ることなく利用することができない。また、次の三項に関わる利用に

しては、事前に申し出ることなく利用することができない。また、次の三項に関わる利用に

しては、事前に申し出ることなく利用することができない。また、次の三項に関わる利用に

## 第六条 著作権侵害および紛争の処理

本学会が著作権を有する論文等に対し、第三者による著作権侵害があつた場合、本学会と著作者が対応につ

いて協議し、解決を図るように努めるものとする。

二、本学会に投稿された論文等が、第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著者が一切の責任を負うものとする。

### 附則

(1) この規程は、二〇一三年九月八日より適用する。  
(2) この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。